

P T A食育活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人青森県学校給食会（以下「給食会」という。）は、青森県P T A連合会の支援を得て、青森県内の郡市連合P T A及び単位P T A（以下「団体」という。）が食育推進活動の一環として、地産地消の推進、生活習慣病予防のための活動を行い、家庭における食育を推進するための事業に対し、経費の一部を予算の範囲内で助成するものとする。

(対象事業等)

第2条 団体が実施する食育活動支援事業の助成の対象は、次のとおりとする。

(1) 対象事業（1・2・3重複可）

1	研修会	2	講演会	3	調理講習会
---	-----	---	-----	---	-------

(2) 対象者 大人から子供までを対象とする。

(3) 助成回数 年度内1団体1回を限度とする。

(4) 助成金額 1団体50,000円を限度とする。

(5) 助成金対象経費

科目		助成金の限度額
食材料費		1人当たり500円以内とし、調理講習会のみとする。
謝金	講師	1時間当たり5,800円以内、3時間以内(17,400円以内)とし、1人を限度とする。なお、食に関する専門家のみ対象とする。ただし、公務員（栄養教諭等）は対象外とする。
	助手及び指導助言者	1時間当たり2,400円以内、2時間以内(4,800円以内)とし、1人を限度とする。ただし、公務員（栄養教諭等）は対象外とする。
会場借上料等		10,000円以内とする。
事務費		10,000円以内とする。

(申請手続)

第3条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書（第1号様式）、開催要項（後援：青森県P T A連合会・（公財）青森県学校給食会と記載）を添えて、給食会へ提出するものとする。

(実績報告等)

第4条 団体は、事業が終了したときは、請求書（第2号様式）及び実績報告書（第3号様式）に状況写真（4種類以上）を添えて、速やかに給食会へ提出するものとする。

(助成金の交付方法)

第5条 助成金の交付は、団体の請求に基づいて、事業が完了し、実績報告等が提出された後に、口座振込により送金するものとする。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、食育活動支援事業の取扱いに関し必要な事項は、別に通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。